

平成24年第1回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

開会期日 平成24年3月7日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井濶治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	木村勝彦	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	植本亮
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	原宗男
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

税務課企画員	谷本芳朋	産業建設課長	脇田英男
産業建設課 企画員	菅谷雄二	産業建設課 企画員	三栖啓功
上下水道課長	植本敏雄	上下水道課 企画員	川口孝志
教育委員会 総務課長	笠松真年	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 2 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
予算
- 日程第 3 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
予算
- 日程第 4 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 5 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 6 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 7 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 9 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度西牟婁郡公平委員会予算
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度 国災
第 6 7 0 号 公共土木施設災害復旧事業 町道救馬谷線
道路災害復旧工事）
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 1 2 議案第 3 5 号 町道路線の変更について

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回上富田町議会定例会第2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第24号～日程第12 議案第35号

議長（奥田 誠）

この際、日程第1 議案第24号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件から日程第12 議案第35号、町道路線の変更についての件まで12件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課企画員、三栖君。

産業建設課企画員（三栖啓功）

おはようございます。

私の方からは、議案第24号についてご説明させていただきます。

議案第24号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

平成24年度上富田町の特別会計宅地造成事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,870万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合

における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

2ページ目をお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1款、諸収入2億2,870万円、歳入合計、2億2,870万円と定めます。

歳出。

1款、宅地造成費2億2,720万円、2款、公債費150万円、歳出合計、2億2,870万円と定めます。

3ページをお願いします。

1、総括、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しの方、よろしく願います。

4ページをお願いします。

2、歳入。

1款、諸収入、1目、宅地造成事業収入、予算額1億669万9,000円と定めております。

2目、町預金利子、1,000円と定めております。

3目、雑入、1億2,200万円と定めております。前年度比較1億200万円増であります。主なものとしては、高速道路残土の受け入れ料として1億2,000万を予定しております。

歳入計2億2,870万円と定めています。

5ページをお願いします。

3、歳出。

1款、宅地造成費、1目、宅地造成事業費、予算額1億8,707万1,000円と定めております。前年度比較1億3,861万1,000円増で、主なものとしては、公有財産購入費として、両新田の用地、下鮎川の用地の購入費を計上しております。

2目、残土処分事業費として、4,012万9,000円と定めております。

6ページをお願いします。

主なものとしては、残土処分場の締め固め転圧等の工事費を計上しております。

歳出計といたしまして、2億2,720万円と定めております。

2款、公債費、1目、利子150万円と定めております。

後の7ページから10ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしく願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

おはようございます。

私からは、議案第25号、第26号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第25号、平成24年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

平成24年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ431万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入で276万8,000円、2款、町債、1項、町債で155万円。

歳入合計といたしましては、431万8,000円と定めてございます。

歳出。

1款、公債費、1項、公債費で、431万8,000円と定めてございます。

歳出合計といたしましては、431万8,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

表の左の方から、起債の目的といたしましては、公的資金借換債でございます。限度額は155万円としてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。こちらにつきましては、恐れ入りますがお目通しの方をお願いいたします。

次の5ページをお願いいたします。

2、歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入、1目、宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、276万8,000円と定めてございます。

1節、貸付金元金収入149万円、こちらにつきましては国費11件分、県費7件分で見込んでございます。

2節、貸付金利子収入22万円、こちらにつきましても国費11件分、県費7件分で見込んでございます。

3節、貸付金元金過年度収入83万4,000円、こちらにつきましては20件分で見込んでございます。

4節、貸付金利子過年度収入22万4,000円、こちらにつきましても20件分で見込んでございます。

次の町預金利子につきましては、24年度は見込んでございません。

2款、町債、1項、町債、1目、借換債につきましては、155万円と定めてございます。こちらにつきましては、平成元年度に利率5.5%で借りました起債につきまして、当該償還期日より前に繰り上げ償還するため、その財源としてより低利な起債へと借り換えるためのものがございます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1款、公債費、1項、公債費、1目、元金387万4,000円、こちらにつきましては、元利に係ります通常の元利償還金に、借換債をもとに繰り上げ償還する156万8,000円を含めて見込んでございます。

2目、利子44万4,000円、こちらにつきましては、利子に係る通常の定期償還分を見込んでございます。

公債費合計といたしましては、431万8,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。恐れ入りますが、こちらにつきましてはお目通しの方をお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、議案第26号につきましてご説明申し上げます。

議案第26号、平成24年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算。

平成24年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,040万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入で1,195万3,000円、2款、町債、1項、町債で845万円。

歳入合計といたしまして、2,040万3,000円と定めてございます。

歳出。

1款、公債費、1項、公債費で2,040万3,000円と定めてございます。

歳出合計といたしましては、2,040万3,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

表の左の方から、起債の目的といたしましては、公的資金借換債でございます。限度額は845万円としてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますがお目通しの方をお願いいたします。

次の4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。こちらにつきましては、恐れ入りますがお目通しの方をお願いいたします。

次の5ページをお願いいたします。

2、歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入、1目、住宅新築資金貸付金元利収入につきましては、1,195万3,000円と定めてございます。

1節、貸付金元利収入736万7,000円、こちらにつきましては、国費30件分、

県費 9 件分で見込んでございます。

2 節、貸付金利息収入 1 1 2 万円、こちらにつきましても国費 3 0 件分、県費 9 件分で見込んでございます。

3 節、貸付金元金過年度収入 2 5 6 万円、こちらにつきましては 4 1 件分で見込んでございます。

4 節、貸付金利息過年度収入 9 0 万 6 , 0 0 0 円、こちらにつきましても 4 1 件分で見込んでございます。

次の町預金利息につきましては、2 4 年度は見込んでございません。

2 款、町債、1 項、町債、1 目、借換債につきましては、8 4 5 万円と定めてございます。こちらにつきましては、平成 3 年度に利率 5 . 5 % で借り入れました起債につきまして、当該償還期日より前に繰り上げ償還するため、その財源としてより低利な起債へ借り換えるものでございます。

次の県補助金につきましては、2 4 年度は見込んでございません。

次の 6 ページをお願いいたします。

3、歳出。

1 款、公債費、1 項、公債費、1 目、元金、1 , 8 3 7 万 7 , 0 0 0 円、こちらにつきましては、元金にかかります通常の定期償還分に貸付金の借換債をもとに繰り上げ償還する 8 4 5 万 4 , 0 0 0 円を含めたもので見込んでございます。

2 目、利子、2 0 2 万 6 , 0 0 0 円、こちらにつきましては、利子の定期償還分で見込んでございます。

公債費合計といたしましては、2 , 0 4 0 万 3 , 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。こちらにつきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

以上、議案第 2 5 号と 2 6 号のご説明を終わります。ご承認賜われますようよろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

それでは、議案第 2 7 号についてご説明申し上げます。

議案第 2 7 号、平成 2 4 年度上富田町特別会計奨学事業予算。

平成 2 4 年度上富田町の特別会計奨学事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,091万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入。

1款、財産収入で2,000円、2款、繰入金で695万7,000円、3款、繰越金で1,000円、4款、諸収入で393万8,000円。

歳入合計で、1,091万6,000円と定めております。

歳出では、1款、総務費で1,091万6,000円と定めております。

3ページの総括、歳入歳出予算事項別明細書は、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款、財産収入、1項、財産運用収入で2万円、2款、繰入金、1項、基金繰入金で695万7,000円、3款、繰越金、1項、繰越金で1,000円、4款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料で1,000円、2項、町預金利子で1,000円。

5ページをお願いいたします。

3項、貸付金元利収入で393万6,000円と定めております。

続きまして歳出では、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の奨学貸付金等で1,091万6,000円を措置してございます。なお、この事業に係る対象件数は、新規貸付13件、継続32件、計45件を予定しております。

以上でございます。ご承認賜われますようどうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

上下水道課長（植本敏雄）

よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第28号から議案第30号についてご説明申し上げます。

議案第28号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

平成24年度上富田町の特別会計農業集落排水事業予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,707万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

分担金及び負担金、103万7,000円と定めてございます。

使用料及び手数料4,476万1,000円、繰入金1億3,127万2,000円、諸収入2,000円。

歳入合計では、1億7,707万2,000円と定めてございます。

歳出でございます。

農業集落排水事業費、5,929万9,000円と定めてございます。

公債費1億1,777万3,000円。

歳出合計では、1億7,707万2,000円と定めてございます。

4ページ、5ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

分担金及び負担金、農業集落排水事業負担金、本年度、103万7,000円を計上してございます。これにつきましては、新規加入負担金3件分を予定してございます。

使用料及び手数料、農業集落排水使用料、本年度、4,476万1,000円、5地区の使用料を見込んでございます。

繰入金、一般会計繰入金1億3,127万2,000円、諸収入としまして、町預金

利子及び雑入につきましては、それぞれ1,000円を計上してございます。

歳出でございます。

農業集落排水事業費、総務費、本年度、827万2,000円を計上してございます。主なものにつきましては、職員1名分の人件費で451万7,000円、委託料としまして、夜間、休日の下水道管路及び処理施設の故障時に対応するための委託費としまして260万円を計上してございます。

施設維持管理費でございます。本年度、5,102万7,000円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

主なものにつきましては、5処理場の光熱水費1,570万円、し尿浄化槽清掃手数料で1,265万円、処理施設の管理委託料としまして1,700万円、その他5地区の処理場の維持管理に伴います所要経費を計上してございます。

公債費でございます。元金、8,501万9,000円、長期債の償還金となっております。

利子3,275万4,000円、長期債の償還金利子及び一時借入金利子となっております。

9ページ以降の給与費明細書等につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第29号でございます。

平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

平成24年度上富田町の特別会計公共下水道事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,878万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の

金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます

分担金及び負担金、1,140万円と定めてございます。

使用料及び手数料3,237万6,000円、国庫支出金6,000万円、県支出金214万8,000円、財産収入13万円、繰入金1億3,212万6,000円、繰越金20万円、諸収入2,000円、町債としまして9,040万円。

歳入合計では、3億2,878万2,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

公共下水道事業費、2億2,297万2,000円と定めてございます。

公債費、1億581万円。

歳出合計では、3億2,878万2,000円と定めてございます。

「第2表 地方債」。

起債の目的、公共下水道事業、限度額9,040万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

分担金及び負担金、公共下水道受益者負担金、本年度、1,140万円を計上してございます。これにつきましては、朝来地区、六中、ひかり、ひだまりの半期分、それから現在施工中の本郷、両新田、六前、上内代地区の受益者負担金を見込んでございます。

使用料及び手数料、公共下水道使用料、本年度、3,237万6,000円を計上してございます。

国庫支出金、公共下水道事業費国庫補助金6,000万円でございます。

県支出金、公共下水道事業費県補助金としまして214万8,000円。

財産収入、利子及び配当金としまして13万円。

繰入金、一般会計からの繰入金としまして1億242万8,000円、下水道事業基

金からの繰入金としまして2,969万8,000円を見込んでございます。

繰越金でございます。20万円でございます。諸収入の町預金利子及び雑入につきましては、それぞれ1,000円を計上してございます。

町債、公共下水道事業債につきましては、9,040万円を計上してございます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

公共下水道事業費、本年度、1億9,035万4,000円を計上してございます。主なものにつきましては、職員2名分の人件費で1,615万7,000円、委託料としまして、計画変更業務、それから管渠詳細設計費としまして2,200万円、工事請負費としまして1億3,300万円を計上してございます。工事場所につきましては、朝来地区の熊野高校旧体育館前、それから、たつみや交差点から三郎坂方面にかけての管路工事を計画してございます。

次のページをお願いいたします。

施設維持管理費でございます。本年度、3,261万8,000円を計上してございます。主なものにつきましては、臨時職員1名分の賃金及び浄化センターの維持管理としまして、処理施設の管理委託料及び汚泥処理業務委託料等所要の経費を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

公債費でございます。元金6,554万1,000円、長期債の償還金となっております。

利子、4,026万9,000円、長期債償還金利子及び一時借入金利子となっております。

14ページの給与費明細書以降につきましては、お目通しをお願いいたします。

議案第30号でございます。

平成24年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成24年度上富田町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量でございます。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数6,150戸、2、総配水量788万4,000立米、3、1日平均配水量2万1,600立米、4、配水設備改良費につきましては1億4,865万円を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。

第1款、水道事業収益4億5,400万円、第1項、営業収益4億5,330万円、第2項、営業外収益としまして70万円。

支出でございます。

第1款、水道事業費用4億5,400万円、第1項、営業費用3億7,954万4,000円、第2項、営業外費用としまして7,445万6,000円となっております。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,002万1,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入でございます。

第2款、水道事業資本的収入1億8,700万円、第1項、工事負担金5,060万円、第2項、他会計負担金30万円、第3項、企業債としまして1億3,610万円。

支出でございます。

第2款、水道事業資本的支出4億3,702万1,000円、第1項、建設改良費1億5,135万円、第2項、企業債の償還金としまして2億8,567万1,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的でございます。公営企業借換債でございます。限度額としまして1億3,610万円を見込んでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項目の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、職員給与費4,212万3,000円となっております。

棚卸資産の購入限度額。

第9条、棚卸資産の購入限度額は1,500万円と定める。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

7ページをお願いいたします。

平成24年度上富田町水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

収入。

水道事業収益、本年度、4億5,400万円と定めてございます。

営業収益、本年度、4億5,330万円、給水収益4億4,800万円、水道料金といたしまして、町内の水道料金3億1,800万円、それから用水供給事業として、田辺市からの水道料金1億3,000万円を見込んでございます。

受託給水工事収益につきましては、10万円となっております。

その他営業収益としまして520万円、内訳としまして、材料売却収益としまして、メーターボックス、止水栓等の材料売却収益で100万円、手数料といたしまして、給水の開始、中止の手数料で110万円、分担金としまして、水道加入分担金で310万円を見込んでございます。

営業外収益でございます。70万円でございます。受取利息及び配当金につきましては1万円、雑収益としまして69万円、これにつきましては、土地の貸付料等となっております。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用、本年度、4億5,400万円を措置してございます。

営業費用、3億7,954万4,000円、原水及び浄水費で1億3,222万1,000円となっております。主なものにつきましては、職員1名分の人件費で718万1,000円、通信運搬費では、基本回線専用料で168万円、委託料では、電気保安業務費及び夜警等委託費で715万4,000円、修繕費では、ポンプ、水位計等修理費で6,000万円、動力費では、浄水場2カ所の電気料金としまして5,000万円を計上してございます。

次に、配水及び給水費でございます。本年度、8,206万7,000円を計上して

ございます。主なものにつきましては、職員2名分の人件費で1,613万9,000円。

次のページををお願いいたします。

修繕費では、配水管等の修繕費で5,000万円、動力費は、配水池、受水池の電気料金で850万円を計上してございます。

受託給水工事費につきましては、10万円を計上してございます。

業務費、本年度、3,278万円、主なものにつきましては、職員2名分の人件費で942万3,000円、賃金、臨時職員1名分で160万3,000円、印刷製本費としまして、納付書、検針カード等の印刷費で135万円、委託料としまして、検針員2名分の委託料等で867万8,000円を計上してございます。

総係費でございます。本年度、1,504万6,000円、主なものにつきましては、職員1名分の人件費で923万円、それから負担金、富田川治水組合負担金等で424万6,000円を計上してございます。

減価償却費でございます。本年度、1億1,030万円、有形固定資産の減価償却費でございます。

次のページをお願いいたします。

資産減耗費、本年度、503万円、これにつきましては、固定資産の除却費及び棚卸資産の減耗費となっております。

その他の営業費用につきましては200万円、材料売却原価でございます。

続きまして、営業外費用でございます。本年度、7,445万6,000円としてございます。

支払利息及び企業債の取扱諸費につきましては、5,645万1,000円、これにつきましては企業債の利子及び一時借入金利子となっております。

消費税につきましては1,800万円、雑支出につきましては5,000円を計上してございます。

13ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入でございます。

水道事業資本的収入、本年度、1億8,700万円と定めてございます。

工事負担金、これにつきましては5,060万円、これにつきましては、宅地造成に伴います特別加入負担金、水道本管移設補償費、用水供給に係ります田辺市からの工事負担金を見込んでございます。

他会計負担金でございます。30万円、一般会計からの消火栓設置による負担金を見

込んでございます。

企業債でございます。1億3,610万円、公営企業の借換債としまして1億3,610万円の借り入れを予定してございます。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業資本的支出でございます。本年度、4億3,702万1,000円を措置してございます。

建設改良費1億5,135万円、配水設備改良費につきましては1億4,865万円となっております。主なものにつきましては、委託料1,600万円、これにつきましては第1浄水場の耐震診断業務、それから高速道路関連及び公共下水道事業に伴います水道管布設替え工事の設計委託料を計上してございます。

工事請負費1億2,600万円、これにつきましては中央監視設備改良工事の24年分の事業費分、また本管布設工事では、高速道路関連及び公共下水道工事に伴います水道本管布設替え工事費を見込んでございます。

固定資産購入費でございます。550万円となっております。昨年の台風12号の経験をもとに、今回、発電機1台を購入することに計画してございます。

営業設備費270万円、これにつきましては量水器の購入費となっております。

企業債償還金2億8,567万1,000円、これにつきましては、企業債の償還金1億4,953万5,000円と、繰り上げ償還金の1億3,613万6,000円分を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

平成24年度上富田町水道事業会計予算資金計画書でございます。これにつきましては、合計金額でご説明させていただきます。

まず、15ページの受入資金の前年度決算見込み額合計では、11億7,301万1,296円を見込んでございます。

16ページの支払資金の前年度決算見込み額の合計では7億6,941万7,910円を見込んでおりまして、差し引きしますと4億359万3,386円、これにつきましては24年度へ繰り越す見込みとなっております。

15ページへお戻りいただきまして、受入資金の当年度予定額の合計といたしまして、10億5,414万3,386円を見込んでございます。

もう一度、16ページをお願いいたします。

支払資金の当年度予定額合計としまして7億8,902万6,000円を見込んでございまして、差し引きしますと2億6,511万7,386円を予定してございます。

17ページから21ページにつきましては、給与費明細書となっております。お目通しのほどよろしくお願いいたします。

22ページをお願いいたします。

平成23年度上富田町水道事業予定損益計算書でございます。これにつきましては、合計金額でご説明させていただきます。

1、営業収益4億1,109万6,000円、2、営業費用2億7,875万円、営業利益として1億3,234万6,000円を予定してございます。3、営業外収益80万円、4、営業外費用としまして9,686万3,000円、経常利益としまして3,628万3,000円、当年度純利益としまして3,628万3,000円を予定してございます。

次に、平成23年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても合計金額で説明させていただきます。

資産の部でございます。

1、固定資産、固定資産合計30億8,673万7,484円、2、流動資産、流動資産合計4億7,717万3,386円。

資産合計では、35億6,391万870円を予定してございます。

次のページをお願いいたします。

負債の部。

3、流動負債、流動負債合計2,280万円。負債合計では、同額の2,280万円でございます。

資本の部。

4、資本金、資本金合計17億966万6,748円、5、剰余金、剰余金合計18億3,144万4,122円、資本合計35億4,111万870円。

負債資本合計では、35億6,391万870円を予定してございます。

次のページをお願いいたします。

平成24年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても、合計金額でご説明させていただきます。

資産の部でございます。

1、固定資産、固定資産合計としまして31億3,539万3,451円、2、流動資産、流動資産合計3億3,111万7,386円。

資産合計では、34億6,651万837円を予定してございます。

負債の部でございます。

3、流動負債、流動負債合計では1,280万円、負債合計では、同額の1,280

万円を予定してございます。

資本の部でございます。

4、資本金、資本金合計としまして15億6,009万6,158円、5、剰余金、次のページをお願いいたします。剰余金合計としまして18億9,361万4,679円。資本合計としまして、34億5,371万837円。

負債資本合計では、34億6,651万837円を予定してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、菅谷君。

産業建設課企画員（菅谷雄二）

おはようございます。

私の方からは、議案第31号の方をご説明させていただきます。

議案第31号、平成24年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

平成24年度上富田町の特別会計朝来財産区予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ477万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月6日提出、朝来財産区管理者、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

財産収入、423万7,000円、2款、寄付金52万5,000円、3款、繰越金1万円、4款、諸収入1,000円とし、歳入合計、477万3,000円と定めております。

歳出。

1款、委員会費162万2,000円、2款、総務費315万1,000円とし、歳出合計、477万3,000円と定めております。

3ページをお願いします。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入416万2,000円と定めております。主な

ものとしたしましては、スポーツセンターへの土地貸付収入380万円となっております。2目、利子及び配当金7万5,000円とし、計423万7,000円と定めております。

2款、寄付金、1目、指定寄付金としまして、52万5,000円と定めております。

5ページをお願いします。

3款、繰越金1万円と定めております。

4款、諸収入、1目、預金利子1,000円と定めております。

6ページをお願いします。

3、歳出。

1款、委員会費、1目、管理委員会費162万2,000円と定めております。主なものとしたしましては、委員報酬87万6,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

2款、総務費、1目、一般管理費315万1,000円と定めております。主なものとしたしましては、7節、賃金26万8,000円、15節、工事請負費110万円、内訳としたしましては、不法投棄防止用のフェンス設置工事費50万、財産区所有地内の大きな巨木の伐採工事費60万円となっております。26節、寄付金としたしまして120万円としております。

8ページをお願いします。

8ページの給与費明細書につきましては、お目通しの方をお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、家高君。

総務政策課企画員（家高英宏）

私の方からは、議案第32号についてご説明申し上げます。

平成24年度西牟婁郡公平委員会予算。

平成24年度西牟婁郡公平委員会の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款、賦課金 1 2 8 万 7 , 0 0 0 円、2 款、繰越金 2 万円、3 款、諸収入 1 , 0 0 0 円。

歳入合計、1 3 0 万 8 , 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款、委員会費 8 5 万 5 , 0 0 0 円、2 款、総務費 4 3 万 3 , 0 0 0 円、3 款、予備費 2 万円。

歳出合計、1 3 0 万 8 , 0 0 0 円と定めてございます。

次ページをお願いいたします。

4 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどお願いいたします。

5 ページをお願いいたします。

2 の歳入でございます。

1 款、賦課金につきましては、西牟婁郡内 3 町及び 7 つの一部事務組合からの賦課金 1 2 8 万 7 , 0 0 0 円と定めてございます。

2 款、繰越金につきましては、前年度繰越金 2 万円と定めてございます。

6 ページをお願いいたします。

3 款、諸収入につきましては、預金利子として 1 , 0 0 0 円と定めてございます。

7 ページをお願いいたします。

3 の歳出でございます。

1 款、委員会費につきましては、委員 3 名分の報酬 3 1 万 8 , 0 0 0 円、委員の費用弁償 4 6 万 4 , 0 0 0 円で、計 8 5 万 5 , 0 0 0 円と定めてございます。

また、2 款の総務費では、事務局職員の旅費 2 8 万 1 , 0 0 0 円と、8 ページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金で、全国公平委員会連合会等への負担金 5 万 9 , 0 0 0 円等で、計 4 3 万 3 , 0 0 0 円と定めてございます。

3 款、予備費につきましては、2 万円と定めてございます。

9 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどお願いいたします。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、三栖君。

産業建設課企画員（三栖啓功）

私の方からは、議案第33号、34号、35号について説明申し上げます。

まず初めに、議案第33号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成23年度 国災第670号 公共土木施設災害復旧事業 町道救馬谷線道路災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成23年度 国災第670号 公共土木施設災害復旧事業 町道救馬谷線道路災害復旧工事。

2．契約の方法 指名競争入札による契約。

3．契約金額 5,282万6,550円。

4．契約の相手方 和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井30、株式会社タニガキ建工、代表取締役谷垣和伸。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札による工事請負契約であります。指名業者につきましては、株式会社白浜試錐、株式会社タニガキ建工、第五工業株式会社、株式会社丸山組、国土防災技術株式会社和歌山営業所、ライト工業和歌山営業所、株式会社中井組、株式会社保田組、株式会社世紀工業の9社でございます。

今回は、最低制限価格の入札者が2社ありまして、抽選の結果、株式会社タニガキ建工が落札いたしました。

工事場所につきましては、町道救馬谷線、株式会社サンアクティスの裏側の地すべり止め工事でございます。

工事の内容、手順につきまして、説明させていただきます。

工事内容につきましては、現在、現場の延長は165.5メートルで、集排水ボーリングLの24メートルを9本、鋼管杭パイ500のHが14.5メートルから20.5メートルの39本、排水溝U型側溝300掛ける300でL20メートル、舗装工事、コンクリートの舗装139平米でございます。

次に、手順について、現場は地すべり地内におきまして排水ボーリングを行い、安全率を向上させます。次に、鋼管杭パイ500を39本打ち、地すべりを抑制し、後に町道の割れたコンクリートの舗装を復旧します。

次のページに、別紙参考資料といたしまして仮契約の写しを添付してございます。仮契約の最後の条項に、議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により本契約

を締結したものとなっております。どうかご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第34号について説明を申し上げます。

議案第34号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙路線を町道に認定する。

記。

別紙のとおり。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

参考資料といたしまして認定路線調書を添付しておりますので、ご参照ください。

3ページでございます。

町道路線認定調書で概要を説明申し上げます。

路線番号、1246号。

路線名、外新田で、現在、建築しております町営新栗ヶ谷住宅の国道311号からの進入道路及び場内道路で、延長が114メートル、幅員W6メートルでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第35号について説明申し上げます。

議案第35号、町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を変更する。

記。

別紙のとおり。

平成24年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

参考資料としましては、町道認定路線変更調書を添付しておりますのでご参照ください。

3ページ目でございます。

路線番号、4046号。

路線名、鳥淵支線で、さきの県道上富田・すさみ線の生馬鳥淵地区での路線変更に伴う旧県道の払い下げ部分でございます。実延長722メートルで、幅員構成も最大W20メートルから最小3.5メートルに変わります。

上富田町内における町路線の合計は312路線で、総延長216.4キロでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、3月13日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

本日もどうもご苦労さまでございました。

延会 午前10時26分